

日EU経済連携協定
政府調達に係る大枠合意について
(地方公共団体関連)

ご説明資料

平成29年10月

総務省

日EU・EPA 政府調達に係る大枠合意の主な内容(都道府県・指定都市関係)

○ 政府調達のルール¹の適用対象(都道府県・指定都市は既に対象)に

以下を追加

- ・ 都道府県・指定都市が設立する地方独立行政法人
- ・ 都道府県・指定都市が運営する公営電気事業

※ 基準額や適用されるルールは、都道府県・指定都市と同様
(参考 平成29年度の基準額)

- ・ 物品 : 3,300万円
- ・ 建設サービス(公共工事) : 24億7,000万円
- ・ 建築に係るサービス : 2億4,000万円
- ・ その他のサービス : 3,300万円

※ なお、電気事業以外の都道府県・指定都市が運営している公営企業は、既にWTO
政府調達協定のルール²の適用対象となっている

日EU・EPA 政府調達に係る大枠合意の主な内容(中核市関係)

- 一般競争入札による一定基準額以上の調達（公共工事を除く）に限り、これまでどおり入札参加者の事業所の所在地を資格要件（「地域要件」）として設定することは可能にしつつ、EU所在事業者も参加できるようにするなど、WTO等の現行の国際協定とは異なる特別なルールを適用する。

※ 一定基準額（平成29年度の場合）

建築に係るサービス：2億4,000万円、物品・その他サービス：3,300万円

※ 各中核市において中小企業の入札参加促進に関する計画を定め、それに基づいて行われる調達については、適用対象としない。

※ 英語による公告、調達の公告期間確保（40日以上）、随意契約・指名競争入札の制度変更、最低制限価格の設定不可などのルールには対応しない。